

平成23年第2回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

平成23年6月7日(火)午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	中 川 克 己		
理 事 (総務部門)	寺 前 高 見	理 事 (民生部門)	吉 岡 勉
理 事 (事業部門)	山 崎 文 生		
総合政策課長	堀 川 雅 央	総務課長	中 野 彰 宏
税務課長	喜 多 君 美 代	住民課長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あ さ み	人権同和对策課長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上下水道課長	北 門 康 幸
会計室長	吉 村 良 昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号：平成22年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 報告第 2号：専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)について)

日程第 5 報告第 3号：専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)

日程第 6 報告第 4号：専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第1号)について)

日程第 7 議案第 1号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 2号：安堵町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 3号：安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 4号：平成23年度安堵町一般会計補正予算(補正第2号)について

日程第11 議案第 5号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)について

日程第12 議案第 6号：平成23年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)について

開 会 午前10時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員 10 名です。

定足数に達しておりますので、平成23年第2回安堵町議会定例会を開会します。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） おはようございます。

去る、5月10日の臨時議会に続きまして、時節柄大変お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

さて、議員の皆様方も御存知のとおり、東安堵の極楽寺に安置されている高さ4mの阿弥陀如来坐像は、実は戦後、広島市で原爆の犠牲者を弔うために原爆ドームの近くの寺に祀られ、その後およそ50年にわたって行方がわからなかった鎌倉時代の作品の広島大仏とみられることが、奈良国立博物館の鑑定で判明いたしました。この大仏様は当時、絵葉書にもなり、昭和24年から昭和30年までの6年間で、およそ100万人の人々がお参りをしたと言われています。

当時の広島市民を勇気付けた大仏様が、今は安堵町で拝まれており、くしくも東日本大震災後の大変な時期にこのことが判明したことは、大きな出来事であると言わざるを得ません。平和教育や防災に、そして観光の振興にと、今後大いに活用させていただければとの思いから、安堵町といたしましても、この大仏様を大切に扱ってまいりたいと考えているところでございます。

それでは本日提案させていただきます案件でございますが。

報告案件が4件、うち、繰越明許費繰越計算書について1件、平成23年度補正予算の専決処分が3件、次に条例の一部改正案件が3件、平成23年度補正予算案件が3件の合計10件でございます。順を追って説明をいたしますので、皆様の御審議を仰ぎ、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

まず、報告第1号：「平成22年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」でございます。これにつきましては3月定例議会におきまして、平成22年度から平成23年度へ

の繰越明許費として議決をいただいたものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

7事業を繰越しするもので、まず民生費において、福祉保健センターの設備改修事業に300万円、安堵保育園の遊具更新改修事業に821万円。次に土木費において、社会資本整備総合交付金事業に2,010万円、都市計画図修正事業に199万5千円、改良住宅地上デジタル受信放送設備改修事業に845万1千円。教育費において、小学校の便所及び給食調理室の改修事業に1,450万円、小・中学校の図書室整備事業に243万9千円の合計5,869万5千円の繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、事業の早期完了を目指し努力いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）でございます。

今回の補正につきましては、平成22年度決算において、保険給付費等の支出が超過となり歳入に不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成22年度の決算を行う関係上、平成23年度の歳入をもって前年度繰上充用金として6,876万2千円の増額補正を行い、5月31日に専決処分とさせていただいたものを報告するものでございます。

次に報告第3号でございます。専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）でございます。

これにつきましても、報告第2号と同様に、平成22年度決算において歳入に不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成22年度の決算を行う関係上、平成23年度の歳入をもって前年度繰上充用金として1,988万6千円の増額補正を行い、5月31日に専決処分とさせていただいたものを報告するものでございます。

次に報告第4号でございます。専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について）でございます。

これにつきましても、先の報告案件と同じく、平成22年度介護給付費等の支出が超過となり歳入に不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成22年度の決算を行う関係上、平成23年度の歳入をもって前年度繰上充用金として1,159万8千円の増額補正を行い、5月27日に専決処分とさせていただいたものを報告するものでございます。

そして、議案第1号：「安堵町税条例の一部を改正する条例について」でございます。本改正につきましては、地方税法の改正が平成23年4月27日に公布されたことに伴い改正するものでございます。内容といたしましては、東日本大震災に係る住宅や家財の損失による雑損控除額等の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を追加する改正でございます。

次に議案第2号：「安堵町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について」でございます。

本改正につきましては、奈良県母子医療費制度が平成23年8月1日に改正されることに

に伴い改正するものでございます。内容といたしましては、母子医療費の助成を父子家庭にも適用するための改正でございます。

次に議案第3号：安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正につきましては、町営住宅の入居資格において、入居できない者として暴力団員を追加し、必要と認めるときは、管轄する警察署長の意見を聞くことができる改正でございます。

次に議案第4号：「平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」でございます。

今回の補正につきましては、437万8千円の増額補正でございます。

補正内容でございますが、総務費、一般管理費において、嘱託職員の雇用と雇用保険料の所要額として281万8千円、企画費において、地域公共交通計画策定に係る調査等委託費として225万8千円。

民生費、医療対策費において、医療費助成対象を父子家庭への拡大に伴うシステム改修費として42万円。

衛生費、塵芥処理費において、嘱託職員への雇用形態の変更に伴い30万4千円。

消防費、非常備消防費において、消防団員の退職報償金として79万9千円。

教育費、歴史民俗資料館管理運営費において、時間雇用職員の雇用に伴う所要額として127万9千円の増額補正とするものでございます。

また、土木費、下水道費において、公共下水道特別措置に係る起債枠が増額変更となったため、下水道事業特別会計への繰入金として350万円の減額補正とするものでございます。

次に議案第5号：「平成23年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」でございます。

今回の補正は、議案第4号で説明を行いましたとおり、公共下水道特別措置に係る起債枠が増額変更となったため、一般会計よりの繰入金において350万円を減額し、財源更正をするものでございます。

次に議案第6号：「平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」でございます。

今回の補正は、51万9千円の増額補正でございます。内容につきましては、国庫等の地域支援事業交付金において、平成22年度事業実績の結果、交付金の精算額として平成23年度予算で返還するため、補正するものでございます。

以上、大筋につきまして説明をさせていただきましたが、細部につきましては、その都度担当課長より説明をさせますので、御審議願いまして、御承認、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付致しております議事日程に従い、議事を進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、4番、中本幸一 議員と、5番、島田正芳 議員を指名します。

議長（森田 瞳） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より16日までの10日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
本定例会の会期は本日から16日までの10日間とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号：「平成22年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） それでは、報告第1号：「平成22年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明させていただきます。

先の議会におきまして、平成22年度から平成23年度への繰越明許費を御承認いただきました。これらの明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、議会に報告するものでございます。

それでは、議案書の2枚目をお願いしたいと思います。

平成22年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書

款3. 民生費、項1. 社会福祉費

事業名：安堵町福祉保健センター設備改修事業

金額 300万円、翌年度繰越額 300万円。

この財源といたしまして、全額、国庫支出金を充てさせていただきます。

款3. 民生費、項2. 児童福祉費

事業名：安堵町保育園遊具更新・改修事業

金額 821万円、翌年度繰越額 821万円。

これにつきましても、全額、国庫支出金を充てさせていただきます。

款7. 土木費、項2. 道路橋梁費

事業名：社会資本整備総合交付金事業

金額 2,010万円、翌年度繰越額 2,010万円。

財源の内訳といたしまして、国庫支出金で1,200万円、町債で800万円、一般財源といたしまして10万円を充てさせていただきたいと思えます。

款7. 土木費、項3. 都市計画費

事業名：安堵町都市計画図修正事業

金額 200万円、翌年度繰越額 199万5千円。

全額、一般財源をもって充てさせていただきたいと思えます。

款7. 土木費、項4. 住宅費

事業名：改良住宅地上デジタル受信放送設備改修事業

金額 850万円、翌年度繰越額 845万1千円。

財源内訳でございますが、国庫支出金で379万8千円、残り465万3千円を一般財源で充てさせていただきます。

款9. 教育費、項1. 教育総務費

事業名：安堵町小学校便所及び給食調理室改修事業

金額 1,450万円、翌年繰越額 1,450万円。財源内訳といたしまして、874万3千円を国庫支出金、残りの575万7千円を一般財源で充てさせていただきたいと思えます。

款9. 教育費、項1. 教育総務費

事業名：安堵町立学校図書室整備事業

金額 243万9千円、翌年度繰越額 243万9千円。

全額、国庫支出金をもって充てさせていただきたいと思います。

合計、金額 5,874 万 9 千円、翌年度繰越額 5,869 万 5 千円。財源内訳といたしまして、3,819 万円を国庫支出金、800 万円を町債、残りの 1,250 万円 5 千円の一般財源をもって充てさせていただきたいと思います。

それでは議案書の朗読をさせていただきます。

報告第 1 号：「平成 22 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 146 条第 2 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成 23 年 6 月 7 日提出

安堵町長 西本 安博

繰越明許費繰越計算書につきましては、先程説明させていただきましたので割愛させていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 只今議題となっております報告第 1 号については、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告されたものでありますので、御了承願います。

議長（森田 瞳） 日程第 4 報告第 2 号：「専決処分承認を定めることについて（平成 23 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 失礼します。

それでは、「平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について」御説明申し上げます。

平成22年度におきまして、税収等、また、医療費等のバランスが取れなくなり、そのため赤字決算となることとなりました。それを補てんするために、平成23年度から繰上充用金として所定の額を補正させていただきまして、これを専決処分とさせていただきました。

それでは説明させていただきます。予算書7ページを御覧ください。

歳出でございます。

款13. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金

補正前の額0円、補正額6,876万2千円、計6,876万2千円。

節23. 償還金利子及び割引料

金額6,876万2千円、これは補てん金でございます。

計、補正前の額0円、補正額6,876万2千円、計6,876万2千円。

それでは、6ページの歳入を御覧ください。

款8. 諸収入、項1. 雑入、目4. 歳入欠かん補てん収入

補正前の額0円、補正額6,876万2千円、計6,876万2千円。

節1. 歳入欠かん補てん収入、金額6,876万2千円、これは歳入欠かん補てん収入でございます。

計、補正前の額5,367万8千円、補正額6,876万2千円、計1億2244万円となっております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成23年6月7日提出

安堵町長 西本安博

続きまして、専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成23年5月31日専決

安堵町長 西本安博

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,876万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,276万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年5月31日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

それでは、3ページ歳出から説明させていただきます。

款13. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金

補正前の額0円、補正額6,876万2千円、計6,876万2千円。

歳出合計

補正前の額8億2,400万円、補正額6,876万2千円、計8億9,276万2千円。

2ページの歳入の説明をさせていただきます。

款8. 諸収入、項1. 雑入

補正前の額5,367万8千円、補正額6,876万2千円、計1億2,244万円。

歳入合計

補正前の額8億2,400万円、補正額6,876万2千円、計8億9,276万2千円となっております。

以下の事項別明細書につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞよろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第2号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第2号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号：「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（大星義博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 大星人権同和対策課長。

（大星人権同和対策課長 登壇）

人権同和対策課長（大星義博） それでは説明させていただきます。

報告第3号：専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）

本補正につきましては、平成22年度におきまして、資金等の回収には鋭意努力をいたしておりますが、歳入欠損が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成23年度予算繰上充用金として予算計上するものでございます。

なお、出納閉鎖期間が5月31日となっていることにより、専決処分とさせていただきました。

詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳出

款 3. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金、目 1. 前年度繰上充用金で、平成 22 年度を補充するための費用 1,988 万 6 千円の増額補正でございます。

その財源といたしまして、1 ページ戻っていただきまして、

歳入

款 2. 諸収入、項 2. 雑入、目 1. 歳入欠かん補てん収入を充てさせていただきます。

それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 23 年 6 月 7 日提出

安堵町長 西本 安博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 23 年 5 月 31 日専決

安堵町長 西本 安博

補正予算書の 1 ページ目をお願いいたします。

平成 23 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）

平成 23 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,988 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,353 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 5 月 31 日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正を朗読いたします。

歳入

款 2. 諸収入、項 2. 雑入

補正前の額 0 円、補正額 1,988 万 6 千円、計 1,988 万 6 千円。

合計といたしまして、

補正前の額 365 万円、補正額 1,988 万 6 千円、歳入合計 2,353 万 6 千円。

続きまして、3 ページをお願いします。

歳出

款 3. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 1,988 万 6 千円、計 1,988 万 6 千円。

歳出合計といたしまして、

補正前の額 365 万円、補正額 1,988 万 6 千円、歳出合計 2,353 万 6 千円。

なお、次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 3 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第3号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第6 報告第4号：「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） それでは、御説明いたします。

報告第4号：専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について）を御説明させていただきます。

平成22年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の実質収支におきまして、歳入歳出差引1,159万8千円の不足額が生じたことに伴いまして、出納閉鎖5月31日までに繰上充用の措置を行うために、この不足額財源を、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成23年度予算から繰上充入金として前年度へ補てんする処理の補正をするものでございます。これによりまして、歳入歳出予算総額が5億5,549万8千円となる補正予算の専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本日の議会に報告し御承認願うものであります。

それでは、お手元の報告第4号を御覧ください。議案書を御覧ください。

報告第4号を朗読させていただきます。

専決処分の承認を求めることについて（平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

平成23年6月7日提出

安堵町長 西本安博

次の専決処分書を御覧ください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 23 年 5 月 27 日専決

安堵町長 西本 安博

補正予算書の 1 ページを御覧ください。

平成 23 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 1 号）（保険事業勘定）

平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,159 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,549 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 5 月 27 日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

続きまして、2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 4. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 9,286 万 8 千円、補正額 55 万 1 千円、計 9,341 万 9 千円。

款 5. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金

補正前の額 1 億 5,512 万 6 千円、補正額 106 万 9 千円、計 1 億 5,619 万 5 千円。

款 6. 県支出金、項 1. 県負担金

補正前の額 7,384 万 6 千円、補正額 27 万 3 千円、計 7,411 万 9 千円。

款 9. 繰入金、項 2. 基金繰入金

補正前の額 124 万 3 千円、補正額 970 万 5 千円、計 1,094 万 8 千円。

歳入合計

補正前の額 5 億 4,390 万円、補正額 1,159 万 8 千円、計 5 億 5,549 万 8 千円。

次ページの歳出でございます。

款 7. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 1,159 万 8 千円、計 1,159 万 8 千円。

歳出合計

補正前の額 5 億 4,390 万円、補正額 1,159 万 8 千円、計 5 億 5,549 万 8 千円。

次ページ以降の事項別明細書につきましては、重複しておりますので割愛させていただきます。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第4号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第4号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第1号：「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 喜多税務課長。

(喜多税務課長 登壇)

税務課長(喜多君美代) それでは議案第1号:「安堵町税条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

提案理由としまして、今般の東日本大震災による被害が、未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが、被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるものについて、緊急の対応として所要の措置が講じられました。

改正内容としましては、個人住民税において、住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とし、繰越可能期間、現行3年を5年とする。

なお、雑損控除を受ける申告書の提出期限は、町民税の納税通知書が送達される時までとされました。また、住宅借入金等特別税額控除の適用住宅が大震災により滅失としても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とするとされました。

それでは、新旧対照表により改正内容を説明させていただきます。

新旧対照表をお開きください。

附則第22条第1項、東日本大震災に係る雑損控除等については、所得割の納税義務者の選択により、平成22年中において生じた損失の金額、特例損失金額として平成23年度住民税での適用を可能とされました。施行日は公布の日です。

続きまして、附則第22条第2項、前項の規定、平成23年度住民税での雑損控除の適用を受けた納税者の特別損失金額が、平成24年以後に生じたものである場合についても適用し、同項「平成23年」を、「当該特例損失金額が生じた年」と読み替える。

こちらも施行日は公布の日です。

附則第22条第3項、自己と生計を一にする配偶者、その他の親族の有する資産について、受けた損失の金額、親族資産損失金額についても選択により、平成23年度住民税での適用を可能とされました。

こちらも施行日は公布の日です。

次のページお願いいたします。

附則第22条第4項、前項の規定、平成23年度住民税で雑損控除の適用を受けた納税者の親族資産損失額が、平成24年以後に生じたものである場合についても適用し、同項「平成23年」を「当該親族資産損失が生じた年」と読み替える。

施行日は公布の日です。

附則第22条第5項、平成23年度住民税での雑損控除の適用の規定による申告書は、町民税の納税通知書が送達されるまでに提出されたものについて適用する。

こちら施行日は公布の日です。

附則第 23 条第 1 項、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合には、附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除については、所得税と同様、特別控除等の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住のように供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができることとされました。

こちら施行日は平成 24 年 1 月 1 日です。

それでは、始めのページをお開き下さい。

議案第 1 号を朗読させていただきます。

議案第 1 号：「安堵町税条例の一部を改正する条例について」

安堵町税条例（昭和 29 年安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 6 月 7 日提出

安堵町長 西本安博

それでは、本文を朗読させていただきます。

安堵町税条例の一部を改正する条例

安堵町税条例（昭和 29 年安堵村条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかったものとみなす。

2 前項に規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第 1 項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金

額（以下この条例において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかったものとみなす。

- 4 第 1 項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

次のページをお願いします。

- 5 第 1 項の規定は、平成 23 年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に 2 条を加える改正規定（附則第 23 条に係る部分に限る。）は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第1号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第2号：「安堵町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。
住民課長、ちょっとお待ちください。
あと、この一部改正意見ございますけども、この件につきまして、一部改正の概要を説明していただいたのち、新旧対照の分については説明結構です。数日前から議案提案していただいておりますので資料いただいております。本文朗読のみ行ってください。
はい、どうぞ。

(堀口住民課長 登壇)

住民課長 (堀口善友) それでは、この条例の改正案について御説明させていただきます。

母子医療費助成につきましては、扶養する児童が 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで、通院の場合は 1 医療機関につき 500 円、入院の場合は 1 医療機関につき 1,000 円、ただし 2 週間未満の入院は 500 円でございますが、この一部負担金以外の医療費を助成する制度でございます。改正の内容でございますが、近年におきまして、母子家庭以外にも父子家庭も多くなり、しかも低所得の家庭が多くを占めることから助成の対象を拡大し、父子家庭も含め、総称して「ひとり親家庭等」とするものでございます。

それでは、議案第 2 号を朗読させていただきます。

議案第 2 号：安堵町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町母子医療費助成条例 (昭和 53 年安堵村条例第 16 号) の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 6 月 7 日提出

安堵町長 西本 安博

本文を朗読いたします。

安堵町母子医療費助成条例の一部を改正する条例

安堵町母子医療費助成条例 (昭和 53 年安堵村条例第 16 号) の一部を次のように改める。
題名を次のように改める。

安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例

第 1 条中「母子家庭の母子」を「ひとり親家庭の親子等」に改める。

第 2 条中「母子家庭の母子」を「者」に改め、「(生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による保護を受けている世帯に属する者を除く。) で国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) による被保険者又は規則で定める社会保険各法 (以下「社会保険各法」という。) による被保険者、組合員若しくはこれらの者の被扶養者であるもの」を削り、同条第 1 号ア中「18 歳未満の児童 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。) を現に扶養している者及びその 18 歳未満の児童」を「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童 (以下「対象児童」という。) を現に扶養しているもの」に改め、同号ウ中「イに掲げる児童」を「エに掲げる者」に、「又は婚姻 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしたことの無い女子」を「、婚姻をしたことの無い女子、配偶者の無い男子又は婚姻をしたことの無い男子」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「18 歳未満の児童」を「対象児童」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 母子及び寡婦福祉法第 17 条に規定する配偶者 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻

関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した男子で現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの又はこれに準ずる者(以下「配偶者のない男子」という。)であって対象児童を現に扶養しているもの。

ウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている対象児童

第2条第2号中「。ただし、安堵町内に住所を有する者に扶養又は養育されている前号ア又はイの児童については、この限りでない。」を「(安堵町内に住所を有する者に扶養され、又は養育されている前号ウ又はエに掲げる者のうち安堵町外に住所を有するものを含む。)」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者

第4条第1項第1号中「第2条第1号ア又はイに該当する児童」を「第2条第1号ウ又はエに掲げる者」に、「児童で」を「対象児童で」に、「者の」を「ものの」に改め、同項第2号中「第2条第1号ア若しくはイに該当する児童」を「第2条第1号ウ又はエに掲げる者」に改め、同項第3号中「第1号の者」及び「同号の者」を「扶養者等」に改め、「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加え、「者並びにこれら以外の者であって、第2条第1号のア若しくはイに該当する児童又は当該児童」を「もの又はこれらの者以外の者であって第2条第1号のウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者」に、「児童と」を「者と」に改める。

第4条第2項中「第4条の」の次に「規定の」を加える。

附 則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

議長(森田 瞳) 質疑はありませんか。

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

議長(森田 瞳) これで質疑を終わります。

議長(森田 瞳) これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第2号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） 只今10時57分です。11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時57分

午前11時10分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再会いたします。

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第3号：「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（大星義博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 大星人権同和対策課長。

（大星人権同和対策課長 登壇）

人権同和対策課長（大星義博） それでは、議案第3号について説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、安堵町営住宅から暴力団員を排除することを目的とします。

平成19年6月1日付けで国土交通省住宅局長から、都道府県知事に対し、公営住宅における暴力団員排除についての通知があり、平成20年4月1日付で、奈良県と奈良県警察本部の間で、県営住宅からの暴力団員排除に関する協定書を締結するとともに、奈良県営住宅条例に暴力団員排除に関する情報を盛り込む改正が行われました。

平成21年12月末では、県内の市町村においても、21団体が当該条項を盛り込んでおり、このことにより行き場を失った暴力団員が、条項の盛り込みを行っていない市町村に流れ込む可能性があるため、暴力団員排除に関する条項の一部改正を行うものであります。

議案書を朗読させていただきます。

議案第3号：安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

安堵町営住宅管理条例（平成9年安堵町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年6月7日提出

安堵町長 西本安博

続きまして、1ページめくっていただきまして、条文を読んでいきます。

安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例

安堵町営住宅管理条例（平成9年安堵町条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第41条の2」に改める。

第5条に次の1号を加える。

- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第11条に次の1項を加える。

- 2 町長は、入居者が前項の承認を得て同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第12条中「死亡時、又は、」を「死亡時又は」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 町長は、前項の承認を得て引き続き町営住宅に入居しようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第41条第1項を次のように改め、同条第4項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第5項中「第6号」を「第7号」に改める。

町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対し、当該町営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者又は同居者が不正の行為によって入居したとき。

- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者又は同居者が当該町営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 入居者が正当な事由によらないで15日以上町営住宅を使用しないとき。

めくっていただきまして。

- (5) 入居者又は同居者が第11条、第12条及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。
- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (7) 町営住宅の借上げの期間が満了するとき。

第41条の次に次の1条を加える。

(意見聴取等)

第41条の2 町長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者が暴力団員であるかどうかについて、本町の区域を管轄する警察署の署長（以下「警察署長」という。）の意見を聴くものとする。

- (1) 入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族
- (2) 第11条第1項の町長の承認を受けて入居者が同居させようとする者
- (3) 第12条第1項の町長の承認を受けて引き続き町営住宅に居住しようとする者及びその者と現に同居している者

2 町長は、特に必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

3 警察署長は、必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、町長に対して意見を述べることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の安堵町営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第5条第1項第4号及び第41条第1項第6号の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に入居の申込みをした者に適用する。
- 3 施行日前に改正前の安堵町営住宅管理条例の規定により町営住宅に入居した者又は施行日前に入居の申込みをした者であって施行日以後に町営住宅に入居するもの（以下「入居者等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したときは、町長は、当該入居者等に対して明渡しを勧告をするものとし、当該勧告に従わないときは、当該入居者等に対して明渡しを請求することができる。
- 4 入居者等（暴力団員であることが判明した者を除く。）が暴力団員と同居していることが判明したときは、町長は、当該入居者等に対して当該暴力団員を退去させることを勧告するものとし、当該勧告に従わないときは、当該入居者等に対して明渡しを請求することができる。

5 前1項の規定による明渡しの請求については、新条例第41条第2項及び第3項の規定を準用する。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありますか。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 8番、山岡議員。

8番（山岡 敏） ちょっとお聞きしたいんですけど。これまあ、非常に暴力団員の排除ということで非常に良いことではございますけれども。その、団員であるということをどうして見極めるのか。まあ疑わしい者はそういうように調査、警察に問い合わせとかいろんなことはできますけれども、始めからそういうような形では見れないんで、その点についてちょっとどういう形の、暴力団ということを見極めるのか、その点ちょっと教えてください。

人権同和対策課長（大星義博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 大星人権同和対策課長。

人権同和対策課長（大星義博） 暴力団員であると見極めるのは、それらしき者がいてるとしたら警察署に照会をして、その照会に基づいて指定暴力団員であるかを判定いたします。

8番（山岡 敏） はい、もう結構です。

議長（森田 瞳） 他にございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありますか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第3号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第4号：「平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） それでは、議案第4号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について、御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ437万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,594万3千円といたします。

それでは、詳細につきまして補正予算書により、説明させていただきたいと思っております。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費におきまして、臨時職員の雇用に係る報酬及び保険料で281万8千円の増額補正。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目4. 企画費におきまして、交通計画策定業務に係る委託費225万8千円の増額補正でございます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目6. 医療対策費におきまして、母子家庭における医療費助成を父子家庭にまで拡充するための電算システムの改修に係る委託経費42万円の増額補正。この財源といたしまして、6ページをお願いいたします。

上段なんですけども、

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金、目 2. 民生費補助金に記載しています母子医療費補助金、補正額 21 万円を充てさせていただきます。それ以外の部分につきましては、一番下の欄なんですけども、款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金のうち 21 万円を充てさせていただきますと思います。

続きまして 7 ページにお戻りいただきたいと思います。

款 4. 衛生費、項 2. 清掃費、目 1. 塵芥処理費、これは臨時職員の雇用形態の変更による増額補正で 30 万 4 千円。全て一般財源を充てさせていただきますと思います。

続きまして、款 7. 土木費、項 3. 都市計画費、目 2. 下水道費、これにつきましては、下水道特別会計の中で起債枠が増額したため、一般会計からの繰り出しが少なくなります。その分の一般会計の持ち出し分といたしまして、350 万円を減額補正するものでございます。

続きまして 8 ページお願いいたします。

款 8. 消防費、項 1. 消防費、目 1. 非常備消防費、これは、消防団員の退職に伴う退職報償金でございます。補正額 79 万 9 千円、この財源といたしましては、6 ページに戻っていただきまして、中段にあると思いますが、款 18. 諸収入、項 3. 雑入、目 1. 雑入、の消防団員退職報償金受入れ収入を全額充てさせていただきますと思います。

続きまして 8 ページにお戻りいただきまして、

款 9. 教育費、項 5. 社会教育費、目 3. 歴史民俗資料館管理運営費、におきまして、臨時職員の賃金による増で 127 万 9 千円の増額補正でございます。この部分に関しましては、一般財源をもって充てさせていただきますと思います。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 4 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 6 月 7 日提出

安堵町長 西本 安博

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 4 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）

平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 437 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 3,594 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 6 月 7 日提出

続きまして2ページお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金

補正前の額 7,544 万 1 千円、補正額 21 万円、計 7,565 万 1 千円。

款 18. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 1,146 万 2 千円、補正額 79 万 9 千円、計 1,226 万 1 千円。

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 3,466 万 4 千円、補正額 336 万 9 千円、計 3,803 万 3 千円。

歳入合計

補正前の額 29 億 3,156 万 5 千円、補正額 437 万 8 千円、計 29 億 3,594 万 3 千円。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 2 億 8,884 万 3 千円、補正額 507 万 6 千円、計 2 億 9,391 万 9 千円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 7,491 万 6 千円、補正額 42 万円、計 4 億 7,533 万 6 千円。

款 4. 衛生費、項 2. 清掃費

補正前の額 2 億 6,918 万 7 千円、補正額 30 万 4 千円、計 2 億 6,949 万 1 千円。

款 7. 土木費、項 3. 都市計画費

補正前の額 1 億 4,998 万 6 千円、補正額 マイナス 350 万円、計 1 億 4,648 万 6 千円。

款 8. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,737 万 7 千円、補正額 79 万 9 千円、計 1 億 1,817 万 6 千円。

款 9. 教育費、項 5. 社会教育費

補正前の額 5,454 万 7 千円、補正額 127 万 9 千円、計 5,582 万 6 千円。

歳出合計

補正前の額 29 億 3,156 万 5 千円、補正額 437 万 8 千円、計 29 億 3,594 万 3 千円。

以下、事項別明細書につきましては、先程御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第4号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第11 議案第5号：「平成23年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門上下水道課長。

（北門上下水道課長 登壇）

上下水道課長（北門康幸） それでは、議案第5号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について御説明させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。

今回の補正内容でございますが、平成23年度の公共下水道事業に伴う起債の限度額について、当初予算作成時より実際の借入可能額が240万円多くなりました。また、資本費平

準化債についても同様に 110 万円多くなり、合計 350 万円を増額することになりました。それに伴う一般会計から繰入金について、起債額の増額によりまして、350 万円を減額するという財源更正でございます。したがって、歳入歳出予算の総額につきましては増減はございません。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 5 号：平成 23 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 6 月 7 日提出

安堵町長 西本 安博

議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 5 号：平成 23 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）

平成 23 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成 23 年 6 月 7 日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

次の 2 ページ御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 4. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 1 億 4,893 万 6 千円、補正額 マイナス 350 万円、計 1 億 4,543 万 6 千円。

款 6. 町債、項 1. 町債

補正前の額 1 億 1,200 万円、補正額 350 万円、計 1 億 1,550 万円。

歳入合計

補正前の額 3 億 7,690 万円、補正額 0 円、計 3 億 7,690 万円。

続きまして 3 ページ御覧ください。

歳出

款 2. 公債費、項 1. 公債費

補正前の額 1 億 3,065 万円、補正額 0 円、計 1 億 3,065 万円。

歳出合計

補正前の額 3億7,690万円、補正額 0円、計 3億7,690万円。

続きまして4ページ御覧ください。

第二表 地方債補正

起債の目的、公共下水道事業

補正前限度額 7,900万円、補正後限度額 8,140万円。

資本費平準化

補正前限度額 1,470万円、補正後限度額 1,580万円。

なお、起債の方法・利率・償還の方法につきましては、補正前、補正後ともに変更ございません。

5ページ以降の事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第5号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 1 2 議案第 6 号：「平成 2 3 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） それでは、議案第 6 号：平成 2 3 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）についてを御説明させていただきます。

議案書 6、7 ページを御覧ください。

今回の補正は、安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）におきまして、平成 22 年度に概算交付を受けておりました国庫負担金、支払基金交付金、県負担金につきまして、平成 22 年度地域支援事業実績に基づいて精算しましたところ、国庫負担金で 9 万 3,380 円、支払基金交付金で 37 万 8,944 円、県負担金で 4 万 6,691 円の超過交付が生じました。その返還金合計で 51 万 9 千円の増額補正をお願いするものであります。

財源といたしまして、介護給付費準備基金繰入金で充てさせていただいております。

それによりまして、歳入歳出予算総額が 5 億 5,601 万 7 千円となりましたので、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づき、本日の議会に御提案し御承認願うものであります。

それでは、お手元の議案書を御覧ください。朗読させていただきます。

議案第 6 号：平成 2 3 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 6 月 7 日提出

安堵町長 西本 安博

続きまして、補正予算書 1 ページを御覧ください。

議案第 6 号：平成 2 3 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 2 号）（保険事業勘定）

平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 51 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,601 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 6 月 7 日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

続きまして、2 ページ、3 ページお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 9. 繰入金、項 2. 基金繰入金

補正前の額 1,094 万 8 千円、補正額 51 万 9 千円、計 1,146 万 7 千円。

歳入合計

補正前の額 5 億 5,549 万 8 千円、補正額 51 万 9 千円、計 5 億 5,601 万 7 千円。

歳出

款 6. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金

補正前の額 28 万 6 千円、補正額 51 万 9 千円、計 80 万 5 千円。

歳出合計

補正前の額 5 億 5,549 万 8 千円、補正額 51 万 9 千円、計 5 億 5,601 万 7 千円。

なお、次ページ以降の事項別明細書につきましては、重複しておりますので割愛させていただきます。

以上でございます。

よろしく御審議お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 6 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

議長(森田 瞳) よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) お手元に配付しております会期日程を御覧下さい。

議長(森田 瞳) 議会運営委員会は、13日、月曜日、午前10時からですのでよろしくお願い
します。

議長(森田 瞳) 一般質問の通告期限についてですが、10日、金曜日の午後5時で締め切らせ
ていただきます。

議長(森田 瞳) 次回の本会議は、16日、木曜日の午前10時からです。
よろしくお願いします。

議長(森田 瞳) 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。

散 会

午前11時44分
